

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年12月5日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 3 号
2025年12月5日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 神谷 泰範
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日:2026年1月1日 実施期間:別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)口もしくは供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款 15 (定額電灯) (4), 供給約款 18 (公衆街路灯) (1)口もしくは供給約款附則 3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16 (従量電灯) (1)ニ, 供給約款 17 (臨時電灯) (1)ハ, 供給約款 20 (臨時電力) (3)イ, 供給約款 21 (農事用電力) (2)ニ(イ), 供給約款附則 5 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) (1), 供給約款附則 6 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは供給約款附則 7 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ニ, (3)ホ, 供給約款 17 (臨時電灯) (2)ハ, (3)ロ, 供給約款 18 (公衆街路灯) (2)ニ, 供給約款 19 (低圧電力) (5), 供給約款 20 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款 21 (農事用電力) (1)ハ, (2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (3)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は，68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定期間に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，
bの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から 2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から 2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，a にいう検針日は，応当日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \frac{(\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}}{\text{燃料費調整単価}}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \frac{(\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}}{\text{燃料費調整単価}}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は, 各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10 ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまで ごとに	174円78銭	58円26銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	104円41銭	34円80銭

(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
	20 ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	20円88銭	6円96銭
	20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	31円32銭	10円44銭

(c) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭	0円47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭	0円94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭	0円94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭	4円94銭
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	26円65銭	8円88銭
契約電力1キロワット1日につき	53円29銭	17円76銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7円40銭	2円47銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	14円80銭	4円93銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	44円41銭	14円80銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	14円80銭	4円93銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の 検針日から 2026年3月の 検針日の前日 までの期間	2026年3月の 検針日から 2026年4月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90銭5厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円81銭2厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3円62銭3厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5円43銭4厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9円05銭7厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9円05銭7厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円70銭5厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5円41銭1厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5円41銭1厘

ロ 供給約款附則 3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1円08銭2厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1円62銭4厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

二 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款にもとづき算定される2026年2月分から2026年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

	1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2026 年 2 月分～3 月分	2026 年 4 月分
			(a)	(b)
			4 円 50 銭	1 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1) (c)	2026 年 2 月分～ 3 月分 (※2) (a)×(c)	2026 年 4 月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1 灯	3.884	17 円 48 銭	5 円 83 銭
		20Wまで	〃	7.768	34 円 96 銭	11 円 65 銭
		40Wまで	〃	15.536	69 円 91 銭	23 円 30 銭
		60Wまで	〃	23.304	104 円 87 銭	34 円 96 銭
		100Wまで	〃	38.840	174 円 78 銭	58 円 26 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	174 円 78 銭	58 円 26 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	52 円 20 銭	17 円 40 銭
		100VA まで	〃	23.202	104 円 41 銭	34 円 80 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	104 円 41 銭	34 円 80 銭
定額電灯 (附則)	ラ ジ オ	20VA まで	1 台	4.640	20 円 88 銭	6 円 96 銭
		30VA まで	〃	6.961	31 円 32 銭	10 円 44 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 41 銭	0 円 47 銭
		100VA まで 1 日につき	〃	0.626	2 円 82 銭	0 円 94 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA ま でごとに 1 日につき	〃	0.626	2 円 82 銭	0 円 94 銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	〃	6.260	28 円 17 銭	9 円 39 銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA ま でごとに 1 日につき	〃	6.260	28 円 17 銭	9 円 39 銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)14 円 81 銭	(※ 3)4 円 94 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	29 円 61 銭	9 円 87 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)26 円 65 銭	(※ 3)8 円 88 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	53 円 29 銭	17 円 76 銭
農事用電力 (附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	7 円 40 銭	2 円 47 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	14 円 80 銭	4 円 93 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	29 円 61 銭	9 円 87 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	44 円 41 銭	14 円 80 銭
	3 kW 超過 1 kW を増すごとに 1 日 につき	〃	3.289	14 円 80 銭	4 円 93 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等) に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。